

- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(45) 【発行日】平成18年9月19日(2006.9.19)
(12) 【公報種別】意匠公報(S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1281525号(D1281525)
(24) 【登録日】平成18年8月4日(2006.8.4)
(54) 【意匠に係る物品】ネックレス用鎖

【部分意匠】

- (52) 【意匠分類】B3-191
(51) 【国際意匠分類(参考)】11-99
(21) 【出願番号】意願2005-24957(D2005-24957)
(22) 【出願日】平成17年8月30日(2005.8.30)

(72) 【創作者】

【氏名】堀 泰典

【住所又は居所】三重県四日市市泊町7番6号

(72) 【創作者】

【氏名】堀 元英

【住所又は居所】三重県四日市市泊町7番6号

(73) 【意匠権者】

【識別番号】593152384

【氏名又は名称】堀 泰典

【住所又は居所】三重県四日市市泊町7番6号

(73) 【意匠権者】

【識別番号】502304529

【氏名又は名称】堀 元英

【住所又は居所】三重県四日市市泊町7番6号

(74) 【代理人】

【識別番号】100108280

【弁理士】

【氏名又は名称】小林 洋平

【審査官】神谷 由紀

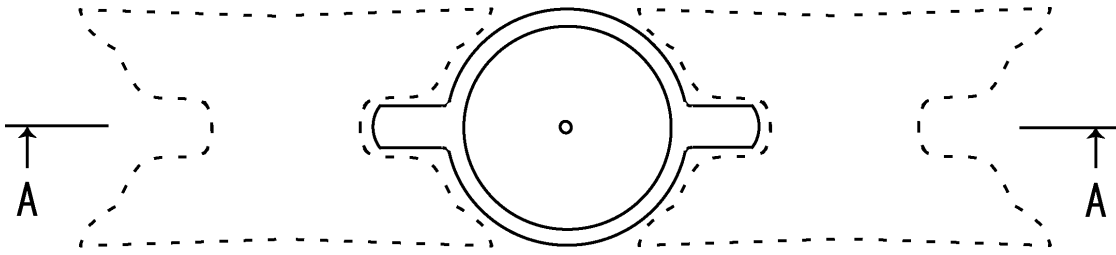
(56) 【参考文献】意登1267582 ドイツ意匠公報、10巻、(1998-5-25)、1892頁、M9708931、(特許庁意匠課公知資料番号HH11055182) Jewelers' CIRCULAR KEYSTONE、6号、164巻、(1993-6-30)、163頁、(特許庁意匠課公知資料番号HB05026090) ISRAEL S CONSUMERGOODS、A-53頁、(特許庁意匠課公知資料番号HD10004319)

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、基本の構成が、(A)正面が略円形状にして、その表面には中央に1個の突起が、その裏面には中心を挟んでほぼ120°毎に3個の突起が設けられ、鎖の延長方向に一对の連結部が設けられた部品と、(B)正面が略H字状の部品とが、それぞれ交互に配置されたネックレス用鎖である。

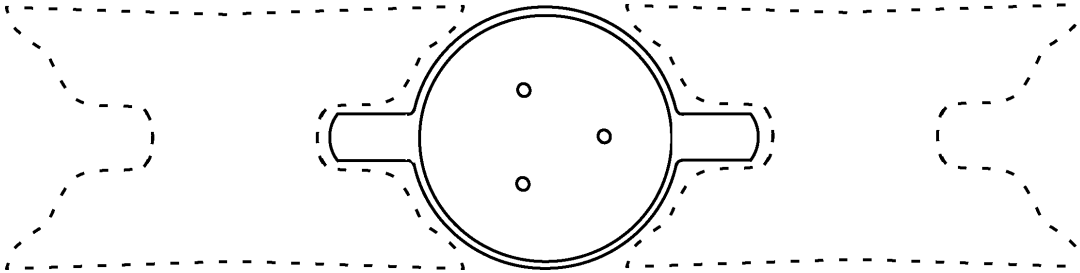
(55) 【意匠の説明】左側面図は右側面図と対称にあらわれるため省略する。本物品は正面図において左右にのみ連続する。実線で表された部分が、部分意匠(鎖部分を構成する二種類の部品のうちの一部品であり、正面が略円形状にして、その表面には中央に1個の突起が、その裏面には中心を挟んでほぼ120°毎に3個の突起が設けられ、鎖の延長方向に一对の連結部が設けられた部品)として意匠登録を受けようとする部分である。大きさは、6mm~8mm程度のものである。この意匠の表面及び裏面には、凹部が形成されており、ここには赤外線放射物質が埋め込まれている。また、図面中、ネックレス全体の長さは、願書添付図面上、約40cm~約45cmである。

【図面】

【正面図】



【背面図】



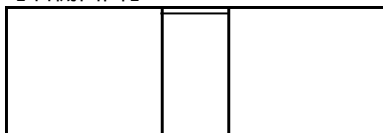
【平面図】



【底面図】



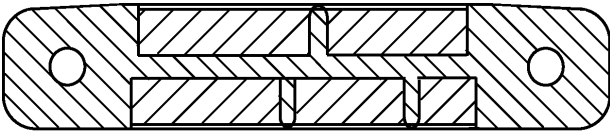
【右側面図】



【A - A実線部拡大断面図】

(3)

意匠登録1281525



【ネックレス使用状態参考正面図】



【ネックレス使用状態参考背面図】

(4)

意匠登録1281525



【使用状態部分拡大参考正面図】



【使用状態部分拡大参考背面図】

